別記様式第７号（第９条関係）

第　　号

通　　知　　書

住　所

年　月　日

殿

㊞

年　月　日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の処分の申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号　　）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第５条第９項に規定する禁止命令等の有効期間の延長の処分をしなかったので、同条第10項において準用する同条第７項の規定により通知します。

処分をしなかった理由	

記載要領
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第９号（第11条関係）

第　　号

通　　知　　書

住　所

年　月　日

殿

㊞

年　月　日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の処分の申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号　　）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第５条第９項に規定する禁止命令等の有効期間の延長の処分をしなかったので、同条第10項において準用する同条第７項の規定により通知します。

処分をしなかった理由	

記載要領
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

その２

有効期間の延長の処分をする理由	

記載要領
１　「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは居所）を記載すること。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　　公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、　　公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。